を

「一　漁船の全長が二十四メートル以上の場合は、次に掲げる漁具のうち少なくとも二以上の種類の漁具を使用し、かつ、イからニまでに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類の漁具を使用しなければならない。ただし、イに掲げる漁具を使用する場合又はハに掲げる漁具を幹縄を中心として両側に設置する場合は、二種類の漁具を使用したものとみなす。

イ　舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄

ロ　夜間投縄

ハ　吹流し装置（標準型）又は吹流し装置（軽量型）

ニ　加重枝縄

ホ　青色染色餌

ヘ　投縄機

ト　残さ排出管理

二　漁船の全長が二十四メートル未満の場合は、前号イからニまでに掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類の漁具を使用しなければならない。

三　第一号に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。」

に、「おどし

の取付間隔は、一メートル」を「漁船の全長が二十四メートル以上の場合は、おどしの取付間隔は、一メートル」に改める。

○農林水産省告示第二千五百七十六号

特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令（平成六年農林水産省令第五十四号）第二十条の二の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百九十三号（特定大臣許可漁業等の取締りに関する省令第二十条の二の規定に基づき、農林水産大臣が定める漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十九年一月一日から施行する。

平成二十八年十二月二十八日

農林水産大臣　山本　有二

第一項を次のように改める。

1　次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。

一　ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。

二　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。

第二項中「前項に定めるもののほか、」を削る。

第三項中「前二項」を「前項」に改め、第四号ハ及び第六号から第九号までを削り、同項を第五項とし、第二項の次に次の二項を加える。

3　前項に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。

一　ねむり鈎（はり）　その形状が円形又は楕円形であって鈎先（はり）が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であること。

二　餌魚　欠損又は切断していないものであること。

4　次に掲げる漁具のうち少なくとも一以上の種類の漁具を使用しなければならない。

一　舷側吹流し装置及び加重枝縄を併用した舷側投縄

二　夜間投縄

三　吹流し装置（標準型）又は吹流し装置（軽量型）

四　加重枝縄

○国土交通省告示第千四百四十八号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の規定に基づき、船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十八年十二月二十八日

国土交通大臣臨時代理

国務大臣　菅　義偉

船舶による危険物の運送基準等を定める告示の一部を改正する告示

船舶による危険物の運送基準等を定める告示（昭和五十四年運輸省告示第五百四十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第三項中「未満」を「以下」に改める。

第七条の三第四項第一号中「未満」を「以下」に改め、同項第二号に次のただし書を加える。

ただし、内容積が三〇〇〇リットル以下のポータブルタンクの場合は、表示を高さ二五ミリメートル以上の大きさとすることができる。

第十六条第一項中「危険物」の下に「及び高圧ガス、引火性液体類、毒物又は腐食性物質であつて別表第一備考2(4)(iii)イ及びロの基準に該当するもの」を加え、同条第二項に次の一号を加える。

五　自己加速重合温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納する場合にあつては、摂氏四五度）以下の危険物は、管理温度を超えないように冷却すること。ただし、次に掲げる場合には、この限りでない。

イ　危険物の温度が摂氏五〇度（ポータブルタンクに収納する場合にあつては、摂氏四五度）において重合のおそれがないように化学的に安定させる場合

ロ　高圧ガスにあつては、重合反応が起こつた際の圧力が容器の耐圧試験圧力の三分の二以下の圧力となる充填率で収納する場合